

令和2年度

公の施設の指定管理者監査
報 告 書

大館市監査委員

2監発第29号

令和2年11月6日

大館市監査委員 芳賀利彦

大館市監査委員 佐藤英夫

大館市監査委員 斎藤則幸

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和2年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次とおり報告する。

目 次

1 準 基 準	1
2 監査の種類	1
3 監査の対象	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の実施場所及び日程	2
7 監査の結果及び意見	2
大館市エコプラザ (愛称 3Rプラザ)	4
大館市たしろ温泉ユップラ	8
大館樹海ドームパーク <ニプロハチ公ドーム>	13

令和2年度公の施設の指定管理者監査

1 準拠基準

大館市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)

3 監査の対象

指定管理者制度を導入している公の施設の中から次の施設を抽出し、指定管理者及び所管課について、指定管理者の指定手続及び平成31年4月1日から令和2年3月31日における施設の管理、出納その他の事務を対象として監査を実施した。

施設名	指定管理者	指定管理料	所管課
大館市エコプラザ (愛称 3Rプラザ)	東北ビル管財株式会社	9,465,996 円	環境課
大館市たしろ温泉ユップラ (ペットハウス、自然広場を含む)	株式会社タクト	12,990,195 円	観光課
大館樹海ドームパーク <ニプロハチ公ドーム>	一般財団法人 大館市文教振興事業団	86,254,000 円	教育総務課

4 監査の着眼点

対象施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行状況等について、次の点に主眼を置いて実施した。また、全国都市監査委員会発行の「監査手帳 監査等の着眼点 第5 財政援助団体等監査 4 公の施設の指定管理者監査」を参考とした。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定が、条例、規則、要綱等に基づき適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要な事項が記載されているか。
- (3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續は適正になされているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力がなされ、利用料金の設定は適正か。
- (6) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備、保存は適切になされているか。

5 監査の実施内容

大館市監査基準により、所管課及び指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料及び協定書等の資料に基づいて書類調査を実施し、令和元年度定期監査結果とも相互に連携を図るとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

指定管理者については、提出を求めた監査資料等の調査と併せ、対象施設に赴き、管理の執行及び会計処理の状況について、会計諸帳簿等の照合、関係者から説明を聴取して監査を実施した。

なお、佐藤英夫監査委員は、一般財団法人大館市文教振興事業団が委託する税理士法人に所属するため、当該指定管理者部分については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

6 監査の実施場所及び日程

予備監査	監査委員事務局	令和2年10月7日から10月13日まで (実質5日間)
実地監査	大館市エコプラザ	令和2年10月8日
	大館市たしろ温泉ユップラ	令和2年10月12日
	大館樹海ドームパーク	令和2年10月13日

7 監査の結果及び意見

本年度の公の施設の指定管理者監査結果の概要は、次のとおりである。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定手続は、条例、規則、要綱等に基づき行われ、指定管理候補者の選定についても指定管理者審査会議の意見を聴取し、適正・公正に選定されていた。
- (2) 指定管理に関する基本協定書には、法令・条例等の遵守事項、指定管理者が行う業務の範囲等の必要な事項が記載され適正に締結されていた。
- (3) 指定管理に要する経費の算定、支出の方法等の手続は、基本協定書・年度協定書等に基づき事務処理されていたが、一部に支払いの遅れが見られた。
- (4) 基本協定書に基づく義務の履行については、一部に適切に実施されていない項目が見受けられたので、指定管理者においては協定書の内容を再度確認し、適切な履行に努められたい。
また、所管課においても、適宜、協定内容の履行状況の確認を行い、必要があれば指定管理者に対して助言・指導を行わみたい。
- (5) 利用促進のための努力については、施設の広報宣伝や自主事業の実施、アンケート実施による利用者の意見要望等の取り入れなど、サービスの向上と施設の利用促進に努めていると認められた。
また、利用料金制度の導入による利用料金についても、条例に定める上限額の範囲内において適正に設定されていた。

(6) 管理に係る収支会計については、会計処理上の責任体制が確立され適正に行われており、関係帳簿の整備、保存も適切に行われていたが、利用料金制度を導入している施設については、利用料金等が指定管理者としての貴重な財源であることを踏まえ、さらなる適正管理のためにも経理規程等の整備を検討されたい。

なお、監査の過程で確認された軽微な不備事項等は、所管課及び指定管理者に対し改善、検討を要望した。

以上が本年度の公の施設の指定管理者監査の結果である。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに対応し、公の施設の果たすべき役割・目的を最も効果的・効率的に達成するため民間活力を導入して、より柔軟で質の高いサービスの提供と行政コストの縮減等の効果を期待して導入されたものである。

今回の監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務の執行は、各施設の設置目的に沿っておおむね適正に行われているものと認められたが、指定管理者においては、施設の管理運営について、基本協定書や事業計画書に沿って実施されているか定期的に評価・検証を行うとともに、利用者へのサービス向上と一層の利用拡大に向けて、不断の改善に努められたい。

また、所管課においては、施設の管理運営を指定管理者任せとすることなく、提出された事業報告書の内容を精査し、適宜、指定管理者との協議の場を設けるなど、指定管理者と市が連携して、施設の適正な管理運営と利用者へのサービス向上に努められるよう望むものである。

大館市エコプラザ(愛称 3Rプラザ)

1 指定管理者

東北ビル管財株式会社

2 指定管理期間

平成 29年 4月 1日から令和 4年 3月 31日まで(5年間)

3 令和元年度指定管理料

9,465,996円

4 施設概要

施設所在地	大館市字沼館道南 40番地 12
開設年月日	平成 27年 5月 28日
施設概要	敷地面積 : 2,669.88m ² 建築面積 : 379.66m ² 床面積 : 313.80m ² 鉄骨造平屋建 事務室、展示コーナー、もったいない工房、保管庫など
設置目的	資源の有効利用及び廃棄物の減量に関する市民の意識の向上を図り、循環型社会の形成に寄与するため

5 業務の範囲

(1) 3Rの促進及び普及啓発に関する業務

- ア. 家庭からの資源物及び不用品の受入並びに粗大ごみ、埋立ごみの一時預かりに関すること
- イ. 受け入れた資源物の資源化に関すること
- ウ. 不用品の再生、再利用、販売に関すること
- エ. 資源の有効活用やごみの減量、循環型社会の形成に関する啓発・イベント開催や、環境学習の支援に関すること

(2) 管理の基準に則り、施設及び設備を市民等に提供する業務

- ア. 使用案内及び施設の提供に関するこ
- イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関するこ
- ウ. 使用者の利便性の向上に関するこ
- エ. 使用者の安全確保に関するこ

(3) 使用許可等に関する業務(ただし、目的外使用許可を除く)

- ア. 使用申請書の受付及び使用の許可並びに不許可に関するこ
- イ. 使用の変更申請並びに取消申請の受付及びこれらの承認並びに不承認に関するこ
- ウ. 使用許可の取消しに関するこ

(4) 利用料金に関する業務

- ア. 利用料金の決定及び掲示に関すること
- イ. 利用料金の収受に関すること
- ウ. 利用料金の減免に関すること

(5) 施設の維持、保全に関する業務

- ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
- イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
- ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
- エ. 維持管理の経理事務に関すること
- オ. 小破修繕に関すること
- カ. 業務報告書の作成に関すること

(6) 自主事業に関する業務(ただし、市長の承認を受けること)

- ア. 飲食事業
- イ. 物販事業(自動販売機等)
- ウ. その他施設の機能を發揮するための事業

(7) 市との連携に関すること

- ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
- イ. 事故の報告に関すること
- ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	1者
仮協定年月日	平成 28年 11月 29日
議 決 年 月 日	平成 28年 12月 15日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成 28年 12月 15日
年度協定締結年月日	平成 31年 4月 1日

8 利用料金制度

適用

1 施設利用料金上限

施設名	利用料金(1時間につき)	冷暖房料(1時間につき)
もったいない工房	220円	110円
イベント広場	220円	—

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときの当該端数は、1時間として計算するものとする。
- 2 営利を目的として使用する場合の利用料金は、1時間につき各施設利用料金の5倍の額とする。
- 3 持込機器に係る電気料その他の費用については、実費負担とする。

2 附属設備利用料金上限

区分	単位	利用料金(1設備1日につき)	摘要
プロジェクター	1式	440円	スクリーンを含む
パソコン	1式	110円	スピーカーを含む
テント	1張	1,100円	設営料を含む
展示パネル	1枚	220円	設営料を含む

9 施設利用状況(令和元年度)

月	営業日数	来客数	もつたいない工房		イベント広場		計		減免	
			利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	件数	人数
4	20	1,506	2	40	0	0	2	40	1	20
5	23	1,169	1	20	0	0	1	20	1	20
6	22	1,360	2	19	0	0	2	19	2	19
7	21	992	1	11	0	0	1	11	1	11
8	23	961	3	35	0	0	3	35	3	35
9	21	1,466	1	8	0	0	1	8	1	8
10	22	1,025	2	32	0	0	2	32	1	10
11	22	1,845	1	25	0	0	1	25	0	0
12	20	785	2	106	0	0	2	106	1	6
1	20	789	2	60	0	0	2	60	1	40
2	21	566	4	79	0	0	4	79	3	59
3	21	867	3	39	0	0	3	39	3	39
計	256	13,331	24	474	0	0	24	474	18	267
参考 H30	257	14,435	26	604	0	0	26	604	8	162

(減免は内数)

10 事業収支の状況（令和元年度）

(収入)

科 目	決算額(円)
指 定 管 理 料	9,465,996
利 用 料 金	1,680,485
施 設 使 用 料	13,530
再 生 品 販 売	1,578,460
粗大ごみ証紙販売手数料	82,080
ご み 袋	6,415
自 主 事 業 収 入	108,447
自 販 機 手 数 料	17,945
各 種 事 業 手 数 料	56,420
リサイクル品販売手数料	988
市収集困難物処理料	33,094
収 入 合 計	11,254,928

(支出)

科 目	決算額(円)
維 持 管 理 費	10,525,438
人 件 費	7,003,723
光熱水・燃料・通信運搬費	759,200
修 繕 料	62,942
委 託 料	656,857
消 耗 品 費	494,028
手 数 料	35,493
賠 償 責 任 保 険 料	2,330
事 務 費	402,260
管 理 費	1,108,605
自 主 事 業 経 費	42,259
支 出 合 計	10,567,697

11 過去 5年間の指定管理料

(単位:円)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	備 考
金額	—	—	9,796,000	9,537,000	9,465,996	導入年度 H29年度

12 監査の結果

指定管理者の指定手続は適正に行われており、基本協定書では法令・条例等の遵守事項など必要事項が規定されている。

また、建物や設備は、良好に管理されているものと認められた。

新型コロナウイルス感染防止対策のため自主事業が実施できず、来場者数は前年度比減、反面、不用品の引き取りサービスが好評、かつ、ステイホームで家庭内整理を行う人々が増えたため、廃棄物等の持込は増加し、自主事業収益は小幅な減少でとどまっており、指定管理料は年々減少しているものの黒字を維持している。

再生品販売や処理困難物の引き取りなど、指定管理者のノウハウが活かされて、料金収入にも結びついている。一方、施設利用では「イベント広場」の年間利用件数が「0」となっており、屋外であることや広さの問題など制約もあるが、施設の利用増加に向けた自主事業の展開にも努めていただきたい。

環境課では、年に一度、指定管理者に対する実地検査を行い施設の管理状況を評価・検証している。指定管理施設所管課では実地検査未実施が多い中、“施設運営を指定管理者任せにしていない”ことは評価したい。今後は、自主事業の実績評価も行い、より魅力ある事業実施につながることを期待したい。あわせて、ホームページ等における情報更新や最新情報の発信などで、広く3Rが浸透し、市民に親しまれ、利用される施設運営となるよう望むものである。

大館市たしろ温泉ユップラ

1 指定管理者

株式会社タクト

2 指定管理期間

平成 28年 4月 1日から令和 3年 3月 31日まで(5年間)

3 令和元年度指定管理料

12,990,195円

4 施設概要

区分	大館市温泉保養施設	大館市交流促進施設
施設所在地	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱 43番地 1	
開設年月日	平成 10年 4月 1日	平成 11年 8月 1日
施設概要	敷地面積 : 8,818m ² 建築面積 : 1,479.44m ² (RC造一部 2階建) 浴室、大広間、レストランなど	敷地面積 : 温泉保養施設に含む 建築面積 : 683.21m ² (RC造 2階建) 研修室、宿泊室など
設置目的	市民の健康を保持増進し、農山村地域の活性化及び観光の振興を図るとともに、自然資源等を活用した都市との交流を促進するため	

区分	ペットハウス	オートピクニック広場 (ユップラ自然広場)
施設所在地	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱 43番地 1	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱地内
開設年月日	平成 30年 4月 1日	平成 4年 4月 1日
施設概要	敷地面積 : 温泉保養施設に含む 建築面積 : 30.77m ² (RC造平屋建) ペット宿泊施設	敷地面積 : 77,543m ² 建築面積 : 27.03m ² (トイレ) スポーツ公園、トイレ
設置目的	同 上	

5 業務の範囲

- (1) 管理の基準にのっとり、施設及び設備を市民等に提供する業務
 - ア. 使用案内及び施設の提供に関すること
 - イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関すること
 - ウ. 使用者の利便性の向上に関すること
 - エ. 使用者の安全確保に関すること
- (2) 使用許可等に関する業務(ただし、目的外使用許可を除く)
 - ア. 使用申請書の受付及び使用の許可並びに不許可に関すること
 - イ. 使用の変更申請並びに取消申請の受付及びこれらの承認並びに不承認に関すること
 - ウ. 使用許可の取消しに関すること
- (3) 利用料金に関する業務
 - ア. 利用料金の決定及び掲示に関すること
 - イ. 利用料金の収受に関すること
 - ウ. 利用料金の減免に関すること
- (4) 施設の維持、保全に関する業務
 - ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
 - イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
 - ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
 - エ. 維持管理の経理事務に関すること
 - オ. 小破修繕に関すること
 - カ. 業務報告書の作成に関すること
- (5) 自主事業に関する業務(ただし、市長の承認を受けること)
 - ア. 飲食事業
 - イ. 物販事業(自動販売機等)
 - ウ. その他施設の機能を発揮するための業務
- (6) 市との連携に関すること
 - ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
 - イ. 事故の報告に関すること
 - ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	3者
仮協定年月日	平成 27年 11月 20日
議 決 年 月 日	平成 27年 12月 10日

7 管理協定

基本協定締結年月日 平成 27年 12月 10日 (変更協定 令和元年 9月 3日)
 年度協定締結年月日 平成 31年 4月 1日 (変更協定 令和 2年 3月 27日)

8 利用料金制度

適用

(1) 温泉保養施設

区分		使用の単位	利用料金上限額	摘要
入浴	大人	1人 1日につき	530円	
	小学生		270円	
大広間	個人が使用する場合	大人	330円	
		小学生	180円	
	貸切使用する場合		基本時間 2時間につき	5,260円
			超過時間 1時間につき	2,110円

(2) 交流促進施設

区分		使用の単位	利用料金上限額	摘要
日帰り	第1研修室	基本時間 2時間につき	5,260円	
		超過時間 1時間につき	2,110円	
	第2研修室 和室(客室)	基本時間 2時間につき	3,150円	
		超過時間 1時間につき	1,580円	
宿泊	洋室(A)	大人	15,730円	入湯税を含む
			10,500円	
	洋室(B)	大人	12,580円	入湯税を含む
		小学生	10,500円	
	和室	大人	12,580円	入湯税を含む
		小学生	10,500円	
	ファミリールーム	大人	10,500円	入湯税を含む
		小学生	8,390円	

(3) ペットハウス

区分	使用の単位	利用料金上限額	摘要
日帰り	1ケージ 1時間につき	550円	
宿泊	1ケージにつき	5,500円	

※ 大人とは中学生以上をいう。

※ 利用料金上限額は、R2.3.31現在の「大館市たしろ温泉ユップラに関する条例」に規定する金額である。

9 施設利用状況（令和元年度）

(単位:人)

月	入浴			宿泊			研修室	宴会	ペットハウス	
	大人	小人	計	大人	小人	計			宿泊	日帰り
4	8,188	424	8,612	265	17	282	401	679		
5	8,218	331	8,549	256	18	274	242	460	1	
6	7,665	222	7,887	239	2	241	591	1,116		
7	7,220	227	7,447	309	3	312	280	518		
8	8,974	588	9,562	396	53	449	408	669	1	2
9	7,018	325	7,343	290	4	294	314	516		
10	7,741	197	7,938	354	4	358	612	826	1	
11	7,988	261	8,249	299	15	314	552	781		
12	8,741	368	9,109	244	38	282	637	740		
1	9,188	398	9,586	125	21	146	611	717		
2	8,094	279	8,373	133	2	135	335	465		
3	6,828	307	7,135	47	2	49	153	745	1	
計	95,863	3,927	99,790	2,957	179	3,136	5,136	8,232	4	2
参考 H30	95,083	3,682	98,765	3,076	123	3,199	5,641	9,674	4	1

※ ペットハウスの利用単位はケージ

10 事業収支の状況（令和元年度）

(収入)

科 目	決算額(円)
指 定 管 理 料	12,990,195
利 用 料 金	57,468,190
宿 泊 、 休 憩	21,171,150
入 浴	34,428,960
研 修 室 使 用 料	1,856,100
ペ ッ ト ハ ウ ス 利 用 料	11,980
自 主 事 業 収 入	37,181,641
宿 泊 料 理 ・ 宴 会	24,317,478
レ 斯 ト ラ ン	7,360,630
売 店	3,530,637
イ ベ ン ト	31,036
そ の 他	1,941,860
収 入 合 計	107,640,026

(支出)

科 目	決算額(円)
維 持 管 理 費	94,759,525
人 件 費	38,505,801
修 繕 費	1,594,517
使 用 料 ・ 賃 借 料	3,148,630
光 熱 水 費 ・ 燃 料 費	32,505,940
保 險 料	275,849
委 託 費	5,288,570
公 租 公 課	559,400
管 理 費	2,400,000
そ の 他	10,480,818
自 主 事 業 経 費	18,739,008
宴 会 ・ レ 斯 ト ラ ン	16,049,021
売 店	2,689,987
支 出 合 計	113,498,533

11 過去 5年間の指定管理料

(単位:円)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	備 考
金額	6,073,000	7,992,000	7,884,000	13,518,750	12,990,195	導入年度 H18年度

12 監査の結果

指定管理者の指定手続は適正に行われており、基本協定書は法令・条例等の遵守事項、指定管理者が行う業務の範囲など適正な内容で作成されている。

指定管理者における施設の管理は、施設及び設備の保守点検・修繕等は適切に行われており、災害、感染症対策マニュアルを策定して緊急事態への対応に備えるとともに、消防訓練や社員に対する教育訓練も実施されている。実地監査においても、施設は明るく清潔に保たれており、良好に管理されているものと認められた。

運営面では、利用者へのアンケートを実施して、意見、要望等を管理運営に取り入れており、ホームページの充実やWi-Fi環境の整備など利用者の利便性向上による集客の増加にも努めている。利用状況では、新型コロナウイルス感染症の影響により3月は宿泊者、温泉利用者ともに大幅に落ち込んでいるが、年間で見ると、宿泊者数は微減、温泉利用者数は前年度を上回っている。

所管課においては、施設の管理運営を指定管理者任せとすることなく、事業報告書の精査や実地検査により施設の管理・利用状況等を把握し、定期的に指定管理者との協議を行うなど、施設の適正管理と利用促進に向けて、指定管理者と市のさらなる連携強化を望むものである。

大館樹海ドームパーク <ニプロハチ公ドーム>

1 指定管理者

一般財団法人 大館市文教振興事業団

2 指定管理期間

平成 28年 4月 1日から令和 3年 3月 31日まで(5年間)

3 令和元年度指定管理料

86,254,000円

4 施設概要

区分	ドーム	パークセンター
施設所在地	大館市上代野字稻荷台 1番地 1	
開設年月日	平成 9年 8月 1日(開館)	
施設概要	延床面積 : 22,349m ² (ドーム棟) 869m ² (附属棟) 下部構造 :鉄筋コンクリート 屋根構造 :秋田杉大断面集成材アーチ アリーナ、多目的室 1~3、 会議室、ロッカールーム、 臨時売店コーナーなど	延床面積 : 1,454m ² 構 造 :鉄骨造 1階建 展示コーナー 1~3、 展示ホール、倉庫、 調理場など ※上記のほかイベント広場(5,300m ²)、 駐車場、調整池、その他(34,655.5m ²) あり
設置目的	市民が体育、文化、教養、産業、余暇等の活動を多様に行う機会を幅広く提供し、もって市民のスポーツの振興、福祉の増進及びゆとりある文化的な生活の向上に寄与するため	

5 業務の範囲

(1) 管理の基準にのっとり、施設及び設備を市民等に提供する業務

- ア. 使用案内及び施設の提供に関するこ
- イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関するこ
- ウ. 使用者の利便性の向上に関するこ
- エ. 使用者の安全確保に関するこ

(2) 使用許可等に関する業務(ただし、目的外使用許可を除く)

- ア. 使用申請書の受付、使用の許可及び不許可に関するこ
- イ. 使用の変更申請、取消申請の受付及びこれらの承認、不承認に関するこ
- ウ. 使用許可の取消しに関するこ

(3) 利用料金に関する業務

- ア. 利用料金の決定及び掲示に関すること
- イ. 利用料金の収受に関すること
- ウ. 利用料金の減免に関すること

(4) 施設の維持、保全に関する業務

- ア. 施設の戸締り及び鍵の保全に関すること
- イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
- ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
- エ. 維持管理の経費事務に関すること
- オ. 備品の管理に関すること
- カ. 小破修繕に関すること
- キ. 業務報告書の作成に関すること

(5) 自主事業に関する業務(ただし、実施する場合は市長の承認を受けること)

- ア. 大館樹海ドームパーク自主事業
- イ. 飲食事業
- ウ. 物販事業(自動販売機等)
- エ. その他施設の機能を発揮するための事業

(6) 市との連携に関すること

- ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
- イ. 事故の報告に関すること
- ウ. 災害発生時その他不測の事態が生じた場合の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	1者
仮協定年月日	平成 27年 11月 17日
議 決 年 月 日	平成 27年 12月 10日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成 27年 12月 10日 (変更協定 令和元年 8月 8日)
年度協定締結年月日	平成 31年 4月 1日

8 利用料金制度

適用

・詳細は、大館樹海ドームパークに関する条例及び施行規則のとおり

9 施設利用状況（令和元年度）

使用目的			令和元年度		平成 30年度		対前年度比較				
			件数	人数	件数	人数	件数	人数			
アリーナ	アマチュア スポーツ 文化等	① 野球	147	18,826	196	25,071	-49	-6,245			
		② ゲートボール	3	604	5	1,008	-2	-404			
		③ 陸上	42	9,674	51	10,160	-9	-486			
		④ ソフトボール	8	1,074	6	840	2	234			
		⑤ テニス	14	3,158	20	7,787	-6	-4,629			
		⑥ サッカー	124	17,697	157	19,537	-33	-1,840			
		⑦ TBG	33	1,559	30	1,550	3	9			
		⑧ グラウンドゴルフ	44	4,014	41	4,098	3	-84			
		⑨ 個人使用	266	965	262	948	4	17			
		⑩ その他	25	2,470	22	3,793	3	-1,323			
	⑪ 集会・式典・催事等		27	928,170	18	153,012	9	775,158			
	⑫ 展示会・見本市等		2	200	3	254	-1	-54			
	⑬ 興行等		24	20,577	26	17,653	-2	2,924			
	小計		759	1,008,988	837	245,711	-78	763,277			
附属施設	多目的室 1		142	744	181	851	-39	-107			
	多目的室 2		146	1,066	146	943	0	123			
	多目的室 3		406	11,544	430	13,217	-24	-1,673			
	会議室		80	540	73	815	7	-275			
	パークセンター		165	4,907	122	6,708	43	-1,801			
	小計		939	18,801	952	22,534	-13	-3,733			
公園及び駐車場			0	0	0	0	0	0			
合計			1,698	1,027,789	1,789	268,245	-91	759,544			
アリーナ使用日数(日)			333		328		5				
アリーナ開館日数(日)			337		329		8				
アリーナ利用率(%)			98.8		99.7		-0.9ポイント				
見学者	個人	一般		402		572		-170			
		高校生以下		33		16		17			
	団体	一般		76		208		-132			
		高校生以下		0		0		0			
	幼児			0		0		0			
	視察			168		244		-76			
	計			679		1,040		-361			

10 事業収支の状況（令和元年度）

(収入)

科 目	決算額(円)
指 定 管 理 料	86,254,000
利 用 料 金	31,345,765
アリーナ・諸室利用料	26,627,840
見 学 料	77,940
広 告 看 板 掲 出 料	2,991,200
自 動 販 売 機 電 気 料	393,585
パークセンター利用料	1,195,200
売 店 利 用 料	60,000
事 業 受 託 収 入	2,484,120
事 業 収 入	3,394,500
収 入 合 計	123,478,385

(支出)

科 目	決算額(円)
維 持 管 理 費	110,125,070
人 件 費	36,826,492
修 繕 費	4,732,998
消 耗 品	2,192,596
使 用 料 ・ 賃 借 料	1,377,990
光 熱 水 費	20,394,343
燃 料 費	9,162,961
保 險 料	596,440
委 託 費	23,822,810
公 租 公 課	8,922,906
一 般 管 理 費	2,095,534
自 主 事 業 経 費	4,667,535
支 出 合 計	114,792,605

11 過去 5年間の指定管理料

(単位:円)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	備 考
金額	88,982,000	84,987,321	84,659,472	84,436,000	86,254,000	導入年度 H18年度

12 監査の結果

指定管理者の指定における一連の諸手続については、法令・条例等に基づき適正・公正に行われており、基本協定書についても、必要事項が適正に記載されている。基本協定書及び事業計画書に記載された事項については、おおむね適正に実施されているものと認められた。

指定管理者における施設の管理は、老朽化が進んでいるものの、県や市と協議しながら必要な施設修繕は計画的に実施されており、消防設備や機械設備の点検等も実施されている。

運営に関しては、第 142回秋田県種苗交換会会場となったことにより、前年度と比較して年間利用者数は大幅に増加したものの、新型コロナウイルス感染防止対策のため各種団体の活動自粛や事業中止に伴い、3月の利用実績は激減し、年間利用件数では前年度を下回っている。

所管課においては、毎月報告される事業報告書により、施設管理及び利用状況等を検査し、実地調査や必要に応じて業務改善勧告を行うなど、引き続き指定管理者業務の実態の把握に努められたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況となることが見込まれるが、今後とも指定管理者と所管課で十分協議をしながら、施設の設置目的である「市民のスポーツの振興、福祉の増進及び文化的な生活の向上への寄与」を達成するため、適正かつ効率的な施設運営に努められるよう望むものである。